

会 議 録

会議名 (審議会等名)		相模原市環境影響評価審査会		
事務局 (担当課)		ゼロカーボン推進課 電話 0 4 2 - 7 6 9 - 8 2 4 0 (直通)		
開催日時		令和 8 年 7 月 1 5 日 (水) 1 8 時 5 0 分 ~ 2 0 時 3 0 分		
開催場所		ソレイユさがみ セミナールーム 2		
出席者	委 員	1 3 人 (別紙のとおり)		
	その他	0 人		
	事務局	7 人 (環境部長、ゼロカーボン推進課長 他 5 人)		
公開の可否		■可 □不可 □一部不可	傍聴者数	0 人
公開不可・一部 不可の場合は、 その理由				
議 題		1 開会 2 審議 会長・副会長の選出 3 その他 相模原市環境影響評価制度の概要及び手続中の案件について		

議 事 の 要 旨

主な内容は次のとおり。

(○は委員の発言、●は事務局の発言)

1 開会

定足数を確認の上、開会した。

2 議題

(1) 会長・副会長の選出

ゼロカーボン推進課長の進行により議事が進められ、委員の互選により、会長に齋藤委員が選出された。

以降は齋藤会長の進行により議事が進められ、副会長には、朝日田委員が委員の互選により選出された。

(2) 相模原市環境影響評価制度の概要及び手続中の案件について

まずは、「制度の概要」と「審査会の役割」について、「資料2」等を基に事務局から説明があり、質疑応答が行われた。

○(森川委員) 建替え特例に該当する場合はアセス対象事業にならないとのことだが、建替工事中においても環境負荷は存在する。この特例においては、供用時の評価はしないが、工事中については評価を行うという理解で良いか。

●(事務局) 工事中についても対象外となる。

○(森川委員) 大掛かりな工事になることもあると思うが、どのような整理か。

●(事務局) 確かに工事中は一時的に周辺環境への負荷は増加するが、長期的な視点でみると、最新の環境対応設備への更新により、周辺環境への影響は同等以下になるだろうという考えの基、このような規定を設けたと承知している。一方で、大規模な土地の改変を伴う事業であれば、建替を主とする工事であってもその他の造成等でアセス対象事業にはなり得ると考える。

○(齋藤会長) 建替え特例への適否は事務局で判断することになる。特例の要件には該当するものの、環境への影響がありそうだという観点で、特例適用に対する例外規定のようなものはあるのか。

●(事務局) 特例適用に対する例外規定はない。施行規則別表第1の備考3の要件に該当していれば、建替え特例が適用される。

○(石井委員) 11ページ、「環境負荷が既存のレベルを超えない場合は」と書かれているが、例えば、平成25年以前のは条例アセスの対象ではないことから、環境への影響を把握していない可能性が考えられる。この環境負荷のレベルについてはどう判断されるのか。

- （事務局）わかりづらい表現だったが、数十年前から稼働していた施設が新しい施設に建て替えられるのであれば、基本的には環境負荷は既存のレベルを超えない蓋然性は高いという、建替え特例の考え方を説明したスライドである。
- （石井委員）建替え特例の該非の判断に当たり、事務局として、15の評価項目がどのようなになっているのか、何らかの形で確認するのか。
- （事務局）事業の内容は聴取するが、建替え特例への該非については、例えば、廃棄物処理施設であれば、処理能力が従前より増大していないかなど、あくまでも規則別表第1の備考3で判断することになる。
- （石井委員）より良いものを目指すのであれば、今のレベルで見てどうなのかという視点も含めて判断した方が良いと考える。
- （森川委員）建替え特例が適用されると、建替工事などの進め方を住民に説明する機会がなくなってしまうのではないか。
- （事務局）アセス条例が非該当だからといって、環境への配慮をおろそかにして良いわけではなく、通常の事業者からの相談において、アセス非該当という判断をした案件についても、しっかり周辺環境や近隣住民への配慮をするようお伝えしている。建替え特例が適用される場合も同様の対応となると考えている。
- （石井委員）現在手続が行われている土地区画整理事業の後の利用として、データセンター建設の構想があるとのことだが、どの対象事業に該当するのか。
- （事務局）「高層建築物の建設」や「その他の造成」で対象事業になり得る。
- （石井委員）今、土地区画整理事業でアセス手続が行われているが、データセンターがこれらの規模要件を満たすのであれば、また別のアセスが行われるという認識でよいか。
- （事務局）そのとおりである。

続いて、現在手続中の案件ということで、「（仮称）相模大野4丁目計画」、「（仮称）麻溝台・新磯野北部地区土地区画整理事業」及び「（仮称）麻溝台・新磯野南部地区土地区画整理事業」の手続状況について、「資料2」を基に、事務局から説明があった後、質疑応答が行われた。また、「（仮称）相模大野4丁目計画」については、事後調査計画書（供用時）の受理報告も併せて行われた。

- （松井委員）土地区画整理については、第一整備地区、北部地区、南部地区の地区が合わさって麻溝台・新磯野地区全体となるとのことだが、今後、この3地区が大きな事業体として扱われることがあるのか。
- （事務局）以前は地区全体でアセス手続が行われていたが、現時点では事業が分

割されている形である。

- （松井委員）後続地区の土地区画整理が行われた後、将来的にも分割して扱われるのか。
- （事務局）土地区画整理事業としては別で扱われるが、今後の土地利用については、土地所有者等の意向による。
- （齋藤会長）第一整備地区も同じか。
- （事務局）先行して土地区画整理などが行われており、後続地区に先だって上物が建設されていくと承知している。

- （朝日田副会長）土地区画整理事業に関する今後の手続見込みを教えてください。
- （事務局）配慮書は同じタイミングで提出されたが、方法書は別の時期での提出になると伺っている。

- （平山委員）配慮書市長意見書の個別事項で「配慮するよう求める」旨の意見を出しているが、具体的な基準値等まで見ていくものなのか。
- （事務局）特に基準値や具体的な対策を提示しているものではなく、例えば、地表水の項目では、近年の局地的な大雨などを考慮した対応を取った方が良いのではないかとということをお伝えしている。これに対する見解は方法書で示される見込みである。
- （平山委員）開発等での基準は満たした上で、上乘せして配慮を求めるという意図で、その配慮の度合いは事業者に検討していただくということか。
- （事務局）そのとおりである。

- （山本委員）第一整備地区を先行して始めた理由は。
- （事務局）規模が大きく、地権者も多くいる中で、地区全体として事業を進めるのが難しいという判断がなされたものと承知している。
- （山本委員）分割すれば、アセスをやらなくて良いということになるのでは。
- （事務局）分割して別の事業と主張したとしても、「複合事業」に該当すれば事業群として捉えることになる。

- （澤田委員）「（仮称）相模大野4丁目計画」の事後調査において、交通混雑の調査を行うが、ここで対象となる車両は自動車か。
- （事務局）そのとおり。大型車、小型車の2分類で調査を行う。
- （澤田委員）近隣大学に通う学生もあり、特に朝夕の登下校時の時間帯は自転車の通行も多い。今後、事後調査を行うのであれば、そういった状況も把握した上で行ったら良いのではないかと感じた。
- （事務局）自転車に注目した事後調査計画にはなっていないが、事後調査自体は

これから行われるものであり、また、交通安全という評価項目もあるため、審査会で出た意見として事業者に伝える。

- （平山委員）土地区画整理事業の配慮書について、仮設沈砂池や調整池の位置は配慮書に記載されているのか。
- （事務局）配慮書の中では、仮設沈砂池や調整池を設置する旨は記載されているが、図書で示されている雨水経路経路は p. 1-14 であり、まだ計画熟度が低い中、具体的な位置は示されていない。
- （平山委員）今回は土地区画整理ということで、今後、土地がどう使われるかは分からない中、こういった排水施設や道路については設置するという理解でよろしいか。
- （事務局）そのとおり。道路や排水施設の整備も土地区画整理事業の範囲の中で行われると承知している。
- （平山委員）道路の計画もこれからか。
- （事務局）p. 1-16、産業系ゾーンという全体の色塗りでしか配慮書は示されていないが、方法書以降の手続の中で、計画熟度に応じ、道路等の位置も示された形で土地用途図が記載されるものと考えている。
- （平山委員）現段階での配慮書においては、「配慮すること」という要望を出し、今後の検討に反映させてほしいという趣旨だということで理解した。

- （森川委員）麻溝台・新磯野の第一整備区については、アセスの手続が行われないうまま事業に着手にしているということだが、そういった状況の中で第一整備地区において、発生した問題や障害があれば、審議の中での参考になる。
- （事務局）第一整備地区において、土壌を掘削したら地中障害物が発出した経緯があり、配慮書手続の中でもこれを懸念する市民意見が出された。こういったことも捉えて、「多量の廃棄物が発生・発出する可能性があるため」という形で、廃棄物について配慮をするよう求める趣旨の市長意見を出したところである。
- （石井委員）法アセスの方法書を見れば、そういったところの情報も見られるかと思う。
- （齋藤会長）著作物の取扱いというところで、縦覧期間が終わった図書の継続的な公開や利用の範囲については、確認しておいた方がよい。元々は事業者の協力で公表をしているという建付けであり、自由に使って良いわけではないと推察しているが、いかがか。
- （事務局）そのとおり。市条例においても縦覧期間のホームページへの掲載について、著作権等には配慮している。図書があるからと言って直ちにお示しできるというわけではなく、調整が必要と考えている。

- （齋藤会長）過去の経過の情報があれば審査に生かせる部分もあると思うので、そういったところも確認をいただきたい。
- （松井委員）配慮書市長意見書について、個別事項の２と３で地表水や地下水・湧水に対する意見を伝えている。これは緑被率の維持や積極的な植栽などといった観点も含まれているのか。
- （事務局）配慮書審査の際の議論を基に答申が出され、それを踏まえて市長意見書が作られるわけだが、審査時の議論としては、現在、畑や裸地が多く存在している土地が、産業系の用途に変わると、面的に雨水の浸透面積が減り地下水量や湧水に影響を及ぼす可能性があるのではという視点だった。

以 上

相模原市環境影響評価審査会委員出欠席名簿

	氏 名	所 属 等	備 考	出欠席
1	相原 建人	法政大学 理工学部 教授		出席
2	青木 雄司	青山学院大学 非常勤講師		出席
3	朝日田 卓	北里大学 海洋生命科学部 教授	副会長	出席
4	荒井 康裕	東京都立大学 都市環境学部 准教授		出席
5	石井 信行	山梨大学 非常勤講師		出席
6	齋藤 利晃	日本大学 理工学部 教授	会長	出席
7	澤田 博司	日本大学 文理学部 教授		出席
8	白井 正明	東京都立大学 都市環境学部 准教授		出席
9	鈴木 美緒	東海大学 建築都市学部 教授		出席
10	平山 由佳理	工学院大学 建築学部 准教授		出席
11	松井 久実	麻布大学 獣医学部 講師		出席
12	森川 多津子	一般財団法人 日本自動車研究所 シニアエキスパート		出席
13	山本 誉士	麻布大学 獣医学部 准教授		出席
14	横内 恵	亜細亜大学 法学部 准教授		欠席
15	吉田 圭一郎	東京都立大学 都市環境学部 教授		欠席